平成２７年（フ）第１５１６号
札幌市東区北43条東１丁目２番３号　ファーミイ太平館麻生102号
破産者　山口　佳実
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７６２号
仙台市太白区諏訪町14番12号　レジェンドあすと102
破産者　菅野　公昇
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７６３号
仙台市太白区諏訪町14番12号　レジェンドあすと102
破産者　菅野こずえ
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７２号
茨城県日立市多賀町２丁目６番13号、住民票上の住所茨城県日立市多賀町２丁目６番14号
破産者　小野　次男
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第５５１号
埼玉県川口市本町３丁目15番14―1007号　Ｊフラッツ川口本町
破産者　柴崎　久信
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８０９号
埼玉県北足立郡伊奈町寿１丁目417番地　シティハイム寿102、旧住所東京都墨田区横網２丁目13番２―403号　Ａｄｅｎ　Ｒｙｏｇｏｋｕ
破産者　鈴木　　誠
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８９４号
埼玉県北本市栄７番地　１―17―404
破産者　佐々木隆道
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９０１号
さいたま市桜区田島３丁目20番７号
破産者　川原　　玄
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８３５号
川崎市宮前区東有馬２丁目19番12号　ビエントＳＡ302、開始決定時の住所横浜市泉区岡津町2067番地５　みやこガーデンオリーブ館405
破産者　小畠　武文
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８３６号
川崎市宮前区東有馬２丁目19番12号　ビエントＳＡ302、開始決定時の住所横浜市泉区岡津町2067番地５　みやこガーデンオリーブ館405
破産者　小畠　裕江
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９７号
神奈川県平塚市公所705番地の59
破産者　岸　　健司（旧姓高島）
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１６号
石川県七尾市矢田新町イ部51番地39
破産者　中川　髙志
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第２０号
石川県七尾市矢田新町イ部51番地39
破産者　中川　優子
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第１８号
長野市篠ノ井横田17番地
破産者　山岸　一喜
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６９３号
大阪府豊中市曽根西町３丁目１番16―205号、開始決定時大阪府豊中市長興寺南３丁目16番２―302号
破産者　松岡　　緑
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９５０号
大阪府寝屋川市太秦中町14番６号（101号）、申立時の住所大阪府寝屋川市豊野町25番１―204号
破産者　三股　知子（旧姓國澤）
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９５１号
大阪府寝屋川市太秦中町14番６号（101号）、申立時の住所大阪府寝屋川市豊野町25番１―204号
破産者　三股　秀則（旧姓國澤）
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部